

廃棄物処理施設整備費（公共）（循環型社会形成推進交付金等）

92,320百万円（107,847百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
浄化槽推進室

1. 事業の概要

平成17年度において、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設したところである。

平成18年度においては、循環型社会形成の一層の推進を図るため、国の支援措置の充実・強化を図る。

（1）支援メニューの統合

従来十数施設に細分化していた対象施設を基本的に以下の3つに統合し、循環型処理への転換に市町村がより柔軟に取り組めるようにする。

マテリアルリサイクル推進施設

エネルギー回収推進施設

有機性廃棄物リサイクル推進施設

（2）交付対象範囲の拡充等

機能・設備強化の拡充等

エネルギー回収の高度化及びアスベスト飛散防止徹底等の安全性向上並びに有機性資源回収の高度化のための機能・設備強化が行えるよう交付対象の拡充を図る。

アスベスト含有製品対策の強化

本年度中に環境省で取りまとめる予定の一般廃棄物処理施設における「アスベストの飛散防止対策ガイドライン（仮称）」等に適合させるための安全対策設備追加事業を支援するため交付対象の拡充を図る。

合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽の撤去費を基準額の特例として助成対象化

既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合に、基準額の特例を適用する。

2. 施策の効果

国と地方が構想段階から協働し、地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分のもと廃棄物処理・リサイクル施設の整備を総合的に進めることにより、地域における循環型社会の形成を本格的に推進し、国全体を循環型社会に転換していく。

上記の他、浄化槽整備の効率的な推進を図る予算として、内閣府に汚水処理施設整備交付金を12,750百万円計上している。

(単位：百万円)

項 目	17年度 予算額	18年度 予算(案)額	対前年度比
廃棄物処理施設整備費	107,847	92,320	85.6%
汚水処理施設整備費交付金	7,500	12,750	170.0%
合 計	115,347	105,070	91.1%